

令和6年度第4回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和7年2月6日（木）午前9時30分～午前10時10分
- 2 開催場所 市役所5階 入札室
- 3 出席者 委員3名、工事担当課7人、事務局4人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（1）会長の選出

（2）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和6年10月～12月）

① 工事の発注状況について（報告）

（3）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

- ① 「20240618 大雨 高田水路改修緊急突発工事」
- ② 「20240618 大雨 佐備川護岸改修緊急突発工事」
- ③ 「若松第12住宅1棟除却工事」
- ④ 「人権文化センター除却工事」
- ⑤ 「向陽台学童クラブ改修工事」

【委員】 案件①と案件②が6月18日の大雨で崩れたということで、緊急で対応する必要があるということだったのですけれども、案件①と案件②、これ、工事をしたのは、結局10月になってからということなのでしょうか。

【担当課】 工事を行ったのは10月ではなく、もっと早く行っておりまして、緊急突発工事になりますので、契約は工事が終わって、後追いで設計書を組んでからになります。10月はもう既に工事は済んでいました。

【委員】 言い方は悪いですが、金額とかも決めずに、とりあえず直してくださいみたいな感じでの発注ということですか。

【担当課】 ある程度、業者と立ち会って、工事する前にどのぐらい費用が掛かるのかとか、こっちが考えている金額と整合性を取ってから行っておりますが、工事の出来形に合わせて設計図書を作ったり、最終的な契約に至るまでに時間が掛かったということです。

【委員】 じゃあ、実際工事を行っていたのは、7月とかすぐに工事したという感じですか。

【担当課】　そうですね。7月には着手はしていました。

【事務局】　先ず、緊急突発工事の場合はですね、この事件というか事故が起こった直後に、担当課と契約検査課で突発協議というのを行いまして、業者を決定します。それで、相手方の工事業者から工事の履行誓約書というのをいただいて、工事に着手をします。それから、現場作業を進めながら、設計なり図面なりを担当課で作成して、その後に契約するという流れになっておりますので、契約が工事よりも後になるようなケースなのです。緊急突発工事の場合は。

【委員】　履行誓約の内容というのは、いくらぐらいとかではなくて、この現場の工事しますみたいな感じなのですか。

【事務局】　金額は無いですね。この説明資料の上に入札の結果という形で資料があるかと思います。上から順番に案件名が書いていまして、入札日が10月24日です。これはつまり、清算的に見積を依頼して、提出をいただいた日がその日だということです。ここで予定工事期間という表現になっていきますけど、7月5日から9月24日という形で、この期間で工事をされているという、スタートは7月からですけど。履行誓約という形で、7月5日から最大9月24日までやって下さいという履行誓約に、実際にはもっと早く終わっていると思うんですけども、書類上の履行誓約はこの日付が記載されているということで、最終10月24日で見積いただいているということです。金額の約束というのは書類上のやり取りでは、無いということです。

【委員】　同じ案件①の工事ですけど、すぐに工事してもらえそうかということで、緊急突発工事で業者を選定するということですか。

【事務局】　そうですね。事故というか事案が発生した時点で、担当課から業者決定の依頼が本課にやって来ます。今回の案件であれば、土木工事なのかなと思いますけれども、土木工事で希望されている現場から一番近い業者を選定させていただくということを基本にしております。それで①の案件であれば、位置図を添付しておりますが、実際、業者の会社は地図の工事場所の左下ぐらいの位置関係です。

【委員】　今の案件①のところなのですけど、管とかの所有者って、市なのですか。土地とかって。例えば法面があつたら、畑の所有者が所有してるのかなって想像するんですけども。こういう場合の、多分、管理が市がすると決まっているのであれば分かるんですけども、例えば自前というか自分の土地の中だけで、水を流していて、そこが崩れて潰れた場合とかってというのは、多分、自分で直すと思うんですけども、この違いってというのは、何かあるんですか。ここは市で、ここは個人がとか。

【担当課】　こちらは基本、水路敷になるんです。土地と管理者が市になるんですね。水利権と

しては水利組合になります。1軒だけじゃなく他にも数軒の受益者があるので、それもあるので、市の方で直しているということになります。

【委員】 水利組合に入っていない部分は、全部自分で直さないといけないということですか。

【担当課】 そうですね。例えば、水路があって自分のところの田んぼに1軒だけ水を引く、そのような場合なら、市は何もしない、個人負担ですが。今回は水路本線、数十軒、市負担で改修するのは受益者が2軒以上という基準があるのですが、今回は受益者が何軒かあったので、改修させていただいたということになります。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員】 水路というのは、公図上の水路、いわゆる青線なのですか。全体が。

【担当課】 はい。明示まではしておりませんので、どこからどこまでがというのは分かりかねますが、現場を確認して、水が通っているのか、また最低91センチの水路幅はあるだろうという判断の下で、改修をさせてもらっています。

【委員】 市が管理しているというその範囲でということですね。

【担当課】 はい。財産の管理を市で行っているという範囲です。

【委員】 私の今回の案件の抽出の観点としては、①「20240618 大雨 高田水路改修緊急突発工事」と②「20240618 大雨 佐備川護岸改修緊急突発工事」、③「若松第12住宅1棟除却工事」と④「人権文化センター除却工事」の括りになるんです。①と②は、同じ大雨でかつ、近接している現場でということで、工事代金を安くするという観点だけからしたら、こうして別々の工事として違う業者さんに発注するよりも、一体の工事として一社を選定した方が、例えば人工賃であったり、色んな工事の都合であったり、安く済む可能性があるのではないかという思い付きで選定させていただいたんですね。③と④も同じ観点でございまして、ほぼ近接した場所で、今伺いますと、解体工事をするのがこの時期に決まったということで、同じ年度で、同じ3か月の期間で発注されているので、これも別々の工事にせずに、一体の工事にして行うということとは出来なかったのでしょうかという観点でございます。

【事務局】 先ず、案件①と案件②についてから説明をお願いします。

【担当課】 案件①と案件②について、確かに現場は近いです。同じ業者を選定出来なかったのかということなのですが、この2つの案件につきまして、元々、近くに会社があります同じ業者に声を掛けたのです。ただ、案件①については作業対応可能という返事をいただいたのですが、案件②につきましては人員不足により対応不可能という回答返事だったので、その次に近い登録業者が今回の業者で対応可能ということになりましたので、別々の業者になったという結果です。

【委員】 はい、分かりました。次に、案件③と案件④についてご説明をお願いします。

【担当課】 案件③と案件④に関しましては、除却工事でありますために一般的な改修工事や新築工事などと違いまして、同一の材料や設備等大量に買うなどというスケールメリットが発生しないというのがあります。また、現場は近いですけど隣接するような敷地ではありませんので、それぞれの現場に必要な仮囲いや足場・重機・ガードマン、これらを兼用することが出来ませんので、そういった面では経費の削減が見込めないと考えています。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について